

『学校生活のルール』

■生活目標

- ①学校生活を通して各自が責任の持てる行動と態度を身に付ける。
- ②集団の中における個人を自覚し、有意義な学校生活を送る。
- ③学習活動を中心にした規則正しい生活態度を積極的に創りあげる。

■基本的実践目標

- ①健康は正しい生活習慣から。欠席・遅刻・早退をしない。
- ②1時間1時間の授業を大切にする。また、家庭学習の習慣を付ける。
- ③清潔を心掛け、頭髪・服装などの身だしなみを整える。
- ④自然と挨拶ができるようにする。正しい話し方やマナーを身に付ける。
- ⑤自律は自立への道。よく考えて責任を持って行動する。
- ⑥みんなが気持ちのよい環境づくりを心掛ける
- ⑦学校行事やクラブ活動・趣味などにも積極的に取り組み、自己開発・啓発に努めよう。
- ⑧「5分前行動」に努める。

1 登下校について

- ①8:05までに登校すること。
- ②特に用のない生徒は16:30までに下校すること。
※ただし、学習やクラブ活動を目的として教員の許可を得て居残る場合は、その限りではない。
- ③完全下校時刻は、次の通り。
◇前期：19:00 ◇後期：18:30
- ④授業日の放課後は完全下校時刻の30分前まで、定期考査期間中は16:30まで自習室を開放。
※原則として土曜講習実施日及び定期考査前の土曜日は8:00～12:00の間、自習室を開放。
- ⑤土曜・日曜・祝日は、教員の指導のもとで学習やクラブ活動等を目的として登校する生徒以外は登校禁止。

2 欠席・遅刻・早退等について

- ①欠席
◇当日、欠席することになった場合
⇒7:45～8:00に、原則として保護者より学校に電話連絡を入れる。
◇欠席することが前日までに分かっている場合
⇒原則としてメビウスノート(B-20)「連絡簿」を利用して保護者より担任に連絡を入れる。
- ②遅刻
◇当日、遅刻することになった場合
⇒7:45～8:00に、原則として保護者より学校に電話連絡を入れる。
◇遅刻することが前日までに分かっている場合
⇒原則としてメビウスノート(B-20)「連絡簿」を利用して保護者より担任に連絡を入れる。
- ③早退
◇当日、急に体調不良などで早退する場合
⇒担任（担任不在の場合は学年主任）に申し出る。
◇早退することが事前にわかっている場合
⇒原則としてメビウスノート(B-20)「連絡簿」を利用して保護者より担任に連絡を入れる。

④外出

◇当日、急用などで外出する場合

⇒担任（担任不在の場合は学年主任）に申し出る。

◇外出することが事前にわかっている場合

⇒原則としてメビウスノート(B-20)「連絡簿」を利用して保護者より担任に連絡を入れる。

⑤忌引

◇当日、忌引することになった場合

⇒原則として保護者より学校に電話連絡を入れ、後日「忌引届」を担任に提出する。

◇忌引することが前日までにわかっている場合

⇒原則としてメビウスノート(B-20)「連絡簿」を利用して保護者より担任に連絡を入れ、後日「忌引届」を担任に提出する。

⑥出席停止

◇学校保健安全法等により、出席を停止される場合（インフルエンザ等）

⇒原則として保護者より学校に電話連絡を入れる。

⇒原則として医師による出席停止期間が明記された「診断書」または「学校感染症証明書」等を登校時に担任に提出する。

◇懲戒処分により、出席を停止される場合

◇非常変災又は保健管理上などで校長が出席しなくてもよいと認めた場合

◇選抜のための学力検査の受検その他、校長が認めた場合

⑦公欠

◇保健関係の受診にかかる出席の要請があった場合

◇中学校等から、学校説明会等への出席の要請があった場合

◇部活動等の公式戦出場等、体育や文化にかかる行事に参加した場合

◇その他

⑧定期考査欠試

定められた日時までに「定期考査欠試届」及び「診断書」などその理由を証明する書類を添えて担任に提出する。

③マナーについて

マナーはその人の人格の現れである、樺の木高校生として恥じない行動を取ることに。

- ①通学中や校内において先生・来校者などに会った時は挨拶する。また、生徒間でも挨拶を交わす。
- ②室内で帽子・コート・ジャンパー・マフラー・手袋などは着用しない。
- ③交通ルールを守り、安全を心掛けて登下校する。

④自転車について

- ①自転車通学を希望する者は「自転車通学許可届」を担任を通じて生徒指導課に提出し許可を得、通学用自転車の後部泥よけにステッカーを貼付しておく。また、自転車は施錠できるようにしておく。
- ②指定駐輪場以外には駐輪しない。指導に従わない場合は許可を取り消す場合がある。
- ③他人には自転車を貸さない。
- ④2人乗りは絶対にしない。
- ⑤通学中の事故は必ず学校に連絡をいれ「事故報告書」を提出する。
- ⑥夜間の無灯火運転は行わない。
- ⑦雨の日はレインコートを着用する。
- ⑧登校時に晴天であってもレインコートを持参し、雨天時にレインコートがない場合には、自転車を校内に止めおき下校すること。

⑨道路交通法を遵守し、安全運転を心掛ける。

5 運転免許取得について

- ①原付・自動二輪車・普通自動車の免許取得は、原則として認めない。
- ②家庭の事情などでやむを得ず免許の取得が必要となった場合は、保護者が「運転免許取得願」を担任を通じて生徒指導課に提出し許可を得る。
- ③上記の手続きをせずに免許証を取得していることが発覚した場合は、指導・懲戒の対象となる。

6 学校生活について

学習の場にふさわしい雰囲気のある学校にするように心掛け、礼節を重んじ、規律を守り、他人の迷惑になるような行動や言動を慎み、公共物は大切にすること。

- ①校舎内では指定のスリッパを着用し、校舎外へは下足に履き替える。
- ②校内の施設・設備の使用に当たっては、担任やクラブ顧問に申し出て、管理責任者の許可を受ける。
- ③学校の備品は慎重に取り扱い、破損、紛失したり汚した場合は担任に届け出ること。なお、自己過失の場合は弁償することになる。
- ④教室内や机の中には教科書などの私物を放置しない。
- ⑤校内は常に美化し、清潔を心掛け、整頓に努める。掃除当番は割り当てられた場所を清掃し、その日のうちにごみを捨て、必ず監督の先生に点検を受ける。
- ⑥校内の掲示物・放送等の連絡には常に注意を払っておく。
- ⑦掲示物の掲示、ピラ等の配布については、生徒会課に申し出て許可を得る。なお、期限を過ぎた掲示等は各自で撤去する。
- ⑧授業・クラブ活動等に不必要なものは、学校へ持ってこない。

7 身だしなみについて

頭髪・服装を整え、常に槻の木高校生としての自覚を持って行動すること。

①頭髪について

- ◇いつも清潔を心掛け、奇抜な状態にせず、品性のある髪形を保つこと。
- ◇染色・脱色・パーマント・つけ毛などの加工をしないこと。
- ◇上記のことが守られていない場合、指導をすることがある。また、著しく状況がよくない場合は元の「自然な状態」に戻るよう、美容院・理容室などの専門店での処置を求められることがある。
- ◇学校生活上、頭髪につき、元の「自然な状態」がわかる書類・写真等の提出を求められることがある。

②装飾品・化粧について

- ◇装飾品（ピアス・イヤリング・指輪・ネックレスなど）は禁止。身に付けている場合は、学校で預かり保護者に連絡する。
- ◇口紅・マニキュアなどの化粧は禁止。発見次第落とさせる。

③通学靴・靴下について

- ◇登校は靴とし、制服を考えてふさわしいものを選ぶこと。
- ◇靴下（パンスト）は華美でないもの（原則として白・黒・紺色）を選ぶこと。ルーズソックス・レッグウォーマーは禁止。
- ◇冬場の防寒用に靴下と重ねばきする際にはストッキングと同色無地のものをはくこと。

④制服について

- ◇本校指定のカッターシャツ・ズボン・スカート・ブレザー・セーター・ベスト・ネクタイ・リボンを着用すること。

◇制服は正しく着用し改造は一切認めない。修復不可能な場合は再購入させる。

◇制服の着用の仕方は次の通り。

	ブレザー	セーター・ベスト	初タイ・リボン	半袖シャツ	
4月	○	△	○	×	○⇒必ず着用する
5月	△	△	○	△	△⇒着用は自由
6～9月	△	△	△	△	×⇒着用しない
10月	△	△	○	△	
11～3月	○	△	○	×	

◇儀式用制服を別途定める。儀式用制服の着用機会は、入学式、前後期始業式・終業式、卒業式、冬季休業前後等の全ての全校集会及びその他指示された集会とする。

⑤防寒具について

◇華美でないもの（白・黒・紺・茶・グレーなど）に限る。

⑥その他の持ち物について

◇高価な物の使用は慎むこと。

⑧学校外での生活について

常に槻の木高校生としての自覚に立って、自己責任のもと行動すること。

①遊戯場、酒類を扱う店へは出入りしない。

②外出時には、用件・行先を家人に知らせる。

③アルバイトは、原則として禁止する。ただし、特別な事情のある場合は、保護者が「アルバイト許可願」を担任を通じて生徒指導課に提出し許可を得る。

⑨携帯電話について

情報化の進展に伴い、携帯電話の普及率が増加し使用マナーが社会問題となっている。携帯電話使用者は周りの状況を考慮し、他人の迷惑にならないように配慮して使用すること。

①使用方法について

◇授業中は電源を切って鞆または廊下の個人ロッカーの中に入れる。

◇授業中に着信音が鳴った場合や使用した場合は、その場で預かり指導後に返却する。

◇考査中は電源を切って、廊下の個人ロッカー内に鍵をかけて保管し、教室内への持ち込みを禁止する。

◇利用マナーが守れず、常識的な判断ができなければ、使用禁止にする。

⑩保健室利用について

①緊急の場合を除いて、利用は休憩時間や放課後に行い、用事が済み次第速やかに退室する。

②特別な事情のない限り、付添いは認めない。

③薬は原則として与えない。